社団法人小石川医師会定款

第１章　　総　　則

（名　称）

第一条　この法人は、社団法人小石川医師会（以下「本会」という）と称する。

（事務所）

第二条　本会は、事務所を東京都文京区小石川５丁目６番９号に置く。

（目　的）

第三条　本会は、医の倫理を尊重し、医学医術の発展普及と公衆衛生の向上ならびに医療の充足を図り、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事　業）

第四条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 医学医術の振興、研鑽に関する事業
(2) 公衆衛生に関する事業
(3) 地域医療に関する事業
(4) 地域福祉に関する事業
(5) 学校保健に関する事業
(6) 各種医療問題の調査研究に関する事業
(7) 会誌、出版及び広報に関する事業
(8) 社会保障医療に関する事業
(9) 産業医活動に関する事業
(10) 訪問看護ステーションの運営管理に関する事業
(11) その他本会の目的達成に必要な事業

第２章　　会　　員

（会員の資格及び種別）

第五条　本会の会員は、次のとおりである。

(1) 正会員　　東京都文京区旧小石川区内に就業の場所または住所をもつ医師で、本会の目的に賛同する者
(2) 特別会員　本会に功労のあった者または学識経験者で、総会において推薦された者

（入　会）

第六条　本会の正会員になろうとする者は、その旨を記載した入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（入会金及び会費等）

第七条　前条の承認を得た者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退　会）

第八条　会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

二　会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。

(1)その就業所たる医療機関が本会区域外へ移動したとき。

(2)本会区域内に住所を有する者については、その住所が本会区域外に移動したとき。

(3)死亡したとき。

(4)除名されたとき。

(5)理由なくして一年以上会費を滞納し、かつ、催告に応じないとき。

（除　名）

第九条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第三十二条に定める裁定委員会の議決を経て、総会において会員総数の四分の三以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

(1)本会の定款に違反したとき。

(2)本会の名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為をしたとき。

二　会員を除名しようとするときは、その会員に対し総会において弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金の不返還）

第十条　会員がすでに納入した入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第３章　役 員 等

（役員の種別及び定数）

第十一条　本会に次の役員を置く。

(1)会　長　一名

(2)副会長　二名

(3)理　事　八名以上十二名以内（会長及び副会長を含む）

(4)監　事　二名

（役員の選任）

第十二条　理事及び監事は、総会において選挙する。

二　会長、副会長は、理事の互選による。

三　理事と監事は、相互に兼ねることができない。

四　役員の選挙に関する規定は別に定める。

（役員の職務）

第十三条　会長は、本会を代表し、会務を統括する。

二　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

三　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

四　監事は、次の職務を行う。

(1)財産の状況を監査すること。

(2)理事の業務執行の状況を監査すること。

(3)財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

（役員の任期）

第十四条　役員の任期は二年とする。ただし、再選を妨げない。

二　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

三　役員は、任期満了の場合又は辞任した場合においても会長の要請があれば、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第十五条　役員に、職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員総数の三分の二以上の議決に基づき解任することができる。

（役員の費用弁償等）

第十六条　役員は、無給とする。

二　役員には、費用を弁償する事ができる。

（顧　問）

第十七条　本会は、会長の諮問に応ずるため顧問を置くことができる。

二　諮問に関する規定は別に定める。

第４章　会　　議

（会議の種別）

第十八条　本会の会議は、総会及び理事会の二種とする。

二　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）

第十九条　総会は、本会の最高意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

二　理事会は、理事をもって構成する。

（会議の権能）

第二十条　総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1)事業計画及び収支予算の決定

(2)事業報告及び収支決算の承認

(3)長期借入金の決定

(4)会費、入会金及び拠出金に関する事項

(5)その他本会運営に関する重要な事項

二　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1)総会の議決した事項の執行に関する事項

(2)総会に付議すべき事項

(3)その他総会の

（会議の開催）

第二十一条　定期総会は、毎年二回開催し、毎年度開始前及び年度終了後二ヶ月以内に開催する。

二　臨時総会は、次に掲げた場合に開催する。

(1)理事会が、必要と認めたとき。

(2)会員総数の五分の一以上から会議の目的を記載した書面により要請があったとき。

(3)監事が第十四条第四項の規定に基づいて召集するとき。

三　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき。

(2)理事現在数の三分の一以上の理事及び監事から会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（会議の招集）

第二十二条　会議は、前条第二項第三号の場合を除いて、会長が招集する。

二　会長は、前条第二項第二号の場合は、請求があった日から三十日以内に臨時総会を、同条第三項第二号の場合には、請求のあった日から十四日以内に理事会を招集しなければならない。

三　会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により開催の日の五日前までに通知しなければならない。

（会議の議長）

第二十三条　総会の議長は、その総会において出席した正会員のなかから選任する。

二　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（会議の定足数）

第二十四条　会議は、総会においては正会員総数の過半数、理事会においては、理事現在数の過半数が出席しなければこれを開催する事ができない。

（会議の議決）

第二十五条　総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員総数の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

二　理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

（会議の書面表決等）

第二十六条　やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前二条の規定の適用については、出席したものとみなす。

（会議の議事録）

第二十七条　会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)会議の日時及び場所

(2)会員又は理事の現在数

(3)会議に出席した会員の数又は理事の氏名（書名表決者及び表決委任者を含む）

(4)議決事項

(5)議事の経過の概要及び要領並びに発言者の氏名、発言要旨及びその結果

(6)議事録著名人の選任に関する事項

二　議事録には、議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録著名人二人以上が署名捺印しなければならない。

第５章　委　員　会

（委員会の設置）

第二十八条　会長は必要と認めるとき委員会を設置することができる。

二　委員会に関する規定は別に定める。

第６章　裁定委員会

（裁定委員会の設置）

第二十九条　本会に裁定委員会を置く。

二　裁定委員は、総会において正会員の中から選挙する。

三　裁定委員は、若干名とし、その互選により委員長を定める。

四　裁定委員は、本会の役員を兼ねることができない。

五　裁定委員の任期は、二年とする。ただし再任を妨げない。

（裁定委員会の権能）

第三十条　裁定委員会は、会員の身分及び業務、その他総会及び会長の諮問した事項につ

いて審議裁定する。

二　裁定委員会の裁定について不服のあるときは、東京都医師会及び日本医師会に提訴することができる。

第７章　財産と会計

（財産の構成）

第三十一条　本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)財産目録に記載された財産

(2)会計年度内における次に掲げる収入

入会金及び会費

補助金

寄附金品

財産から生ずる収入

事業に伴う収入

その他の収入

（財産の管理）

第三十二条　本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

（経費の支弁）

第三十三条　本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

（収支予算及び決算）

第三十四条　本会の収支予算は、年度開始前に総会の議決により定め、収支決算は年度終了後二ヶ月以内の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（暫定予算）

第三十五条　前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、これを執行することができる。

二　前項の規定により編成した暫定予算は、総会において承認を得なければならない。

三　第一項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入予算の収入支出とみなす。

（特別会計及び基金）

第三十六条　本会は、特別会計及び基金を設けることができる。

（会計年度）

第三十七条　本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第三十八条　この定款は、総会において正会員総数の四分の三以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更する事ができない。

（解散及び残余財産の処分）

第三十九条　本会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十八条第一項第二号から第四号まで及び同条第二項の規定により解散する。

二　民法第六十八条第二項第一号の規定による総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の四分の三以上の同意を得なければならない。

三　解散後の残余財産は、総会の議決を経、かつ主務官庁の許可を得て、地方公共団体又は本会と類似の目的を有する公益法人に寄附する。

第９章　事務局及び職員

（事務局の設置等）

第四十条　本会の事務を処理するために事務局を置く。

二　事務局には、必要な職員を置く。

（職員の任免）

第四十一条　職員の任免は、会長が行う。

第１０章　雑　　則

（委　任）

第四十二条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

付　　則

この定款は、設立許可の日（昭和三十一年十二月十七日）から施行する。

付　　則

本定款は、改正許可の日（昭和四十九年二月二十一日）から施行する。

附　　則

この定款は、主務官庁の許可のあった日（平成七年十二月二十一日）から施行する。